改正案	現 行
文部科学省 <u>・スポーツ庁</u> ・文化庁国民保護計画 目次 第1章 総論 1~4(略) 5 文部科学省 <u>・スポーツ庁</u> ・文化庁国民保護計画実施要領	文部科学省・文化庁国民保護計画 目次 第1章 総論 1~4(略) 5 文部科学省・文化庁国民保護計画実施要領
第2章 国民保護措置の実施体制の確立 第1節 組織・体制等の整備 1 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護連絡会議の設置 2~4(略) 第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立 1 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部の設置	第2章 国民保護措置の実施体制の確立 第1節 組織・体制等の整備 1 文部科学省・文化庁国民保護連絡会議の設置 2~4(略) 第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立 1 文部科学省・文化庁国民保護対策本部の設置
2 (略) 3 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁を含む首都圏が被災し場合の設置 第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項	
第1章 総論 1 計画の目的 この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関	第1章 総論 1 計画の目的 この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関 する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)

第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、文部科学省、「第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、文部科学省及「 スポーツ庁及び文化庁の所掌事務について、武力攻撃事態等における「び文化庁の所掌事務について、武力攻撃事態等における国民の保護の 国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)及び緊急対↓ための措置(以下「国民保護措置」という。)及び緊急対処事態におけ 処事態における緊急対処保護措置に関する必要な事項を定め、もって┃る緊急対処保護措置に関する必要な事項を定め、もって国民保護措置 国民保護措置等(国民保護措置及び緊急対処保護措置をいう。以下同 等(国民保護措置及び緊急対処保護措置をいう。以下同じ。)の的確か じ。) の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

3 計画の目標

(9) その他武力攻撃事態等や緊急対処事態において武力攻撃から国 民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及 び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、文部科学省、スポー ツ庁及び文化庁の組織及び機能の全てを挙げて、自ら国民保護措 置等を実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施 する国民保護措置等を支援すること。

4 計画の適切な見直し及び充実

検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する。変更に当┃必要があると認めるときは、これを変更する。変更に当たっては、軽 たっては、軽微な変更を行う場合を除いて、関係する指定行政機関の「微な変更を行う場合を除いて、関係する指定行政機関の意見を聴くな 意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努める。

5 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画実施要領 いては、別に文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画実施要領┃いては、別に文部科学省・文化庁国民保護計画実施要領(以下「実施 (以下「実施要領」という。) で定める。

第2章 国民保護措置の実施体制の確立

つ迅速な実施に資することを目的とする。

3 計画の目標

(9) その他武力攻撃事態等や緊急対処事態において武力攻撃から国 民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及 び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、文部科学省及び文化 庁の組織及び機能の全てを挙げて、自ら国民保護措置等を実施す るとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護 措置等を支援すること。

4 計画の適切な見直し及び充実

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、適時この計画の内容につき 文部科学省及び文化庁は、適時この計画の内容につき検討を加え、 ど広く関係者の意見を求めるよう努める。

5 文部科学省・文化庁国民保護計画実施要領

この計画で定める国民保護措置等の具体的な実施体制・方法等につしこの計画で定める国民保護措置等の具体的な実施体制・方法等につ 要領」という。) で定める。

第2章 国民保護措置の実施体制の確立

第1節 組織・体制等の整備

1 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護連絡会議の設置

かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、本省に文部科 施するための常設の連絡調整組織として、本省に文部科学省・文化庁 学省・スポーツ庁・文化庁国民保護連絡会議(以下「連絡会議」とい「国民保護連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。 う。)を設置する。

房総務課が行う。このほか、連絡会議の組織その他連絡会議に関し必要な事項については、別に定める。 要な事項については、別に定める。

2 連絡体制及び参集体制の整備

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等において、 国民保護措置の実施体制を的確かつ迅速に確立するため、関係職員へ┃の実施体制を的確かつ迅速に確立するため、関係職員への情報伝達、 の情報伝達、非常参集等を直ちに行う。

連絡体制、非常参集体制については、別に定める。その際、首都圏 が被災し、通信が途絶した場合を考慮する。

3 国民保護措置の実施機能等の確保

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等において、 発生後に備えた食糧、飲料水等の備蓄に努める。

4 国民保護措置に関する職員の研修等

の実施等を通じ、国民保護法その他の関係法令、文部科学省・スポーレ、国民保護法その他の関係法令、文部科学省・文化庁国民保護計画 ツ庁・文化庁国民保護計画及び実施要領等の内容並びに武力攻撃事態 及び実施要領等の内容並びに武力攻撃事態等における連絡網等、国民

第1節 組織・体制等の整備

1 文部科学省・文化庁国民保護連絡会議の設置

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の所掌する国民保護措置を的確と文部科学省及び文化庁の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実

連絡会議の事務局は大臣官房文教施設企画部の協力を得て、大臣官 連絡会議の事務局は大臣官房文教施設企画部の協力を得て、大臣官┃房総務課が行う。このほか、連絡会議の組織その他連絡会議に関し必

2 連絡体制及び参集体制の整備

文部科学省及び文化庁は、武力攻撃事熊等において、国民保護措置 非常参集等を直ちに行う。

連絡体制、非常参集体制については、別に定める。その際、首都圏 が被災し、通信が途絶した場合を考慮する。

3 国民保護措置の実施機能等の確保

文部科学省及び文化庁は、武力攻撃事態等において、本省が国民保 本省が国民保護措置の実施機能を果たし得るよう、庁舎の安全性の確園護措置の実施機能を果たし得るよう、庁舎の安全性の確保、非常用発 |保、非常用発電機及び燃料の確保等に努めるとともに、武力攻撃事態|電機及び燃料の確保等に努めるとともに、武力攻撃事態発生後に備え た食糧、飲料水等の備蓄に努める。

4 国民保護措置に関する職員の研修等

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、関係職員に対して、講習会

▼部科学省及び文化庁は、関係職員に対して、講習会

文部科学省及び文化庁は、関係職員に対して、講習会の実施等を通

等における連絡網等、国民保護措置に関して必要な知識等の周知徹底【保護措置に関して必要な知識等の周知徹底を図る。 を図る。

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部の設置 文部科学大臣は、政府に武力攻撃事態等対策本部(以下「対策本部」 策本部」という。)を設置する。

省対策本部の組織、職務代理の順その他省対策本部に関し必要な事 項については、別に定める。

共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発┃共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発 機構〕等に省対策本部の連絡窓口等を通知する。

2 職員の派遣

- て関係情報の収集・伝達を的確かつ迅速に行うため、必要があると認┃・伝達を的確かつ迅速に行うため、必要があると認めるときは、あら めるときは、あらかじめ指定した職員を被災地に派遣し、情報収集、 被災都道府県及び被災市町村との連絡調整等を行う。
- (2) 文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、国民保護法第 (2) 文部科学大臣及び文化庁長官は、国民保護法第29条第3項の規 あったときは、速やかに文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長┃やかに文部科学大臣及び文化庁長官が指名する職員を派遣する。 官が指名する職員を派遣する。

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 文部科学省・文化庁国民保護対策本部の設置

文部科学大臣は、政府に武力攻撃事態等対策本部(以下「対策本部」 という。)が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長としいう。)が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長と する文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部(以下「省対┃する文部科学省・文化庁国民保護対策本部(以下「省対策本部」とい う。)を設置する。

> 省対策本部の組織、職務代理の順その他省対策本部に関し必要な事 項については、別に定める。

省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、関係地方公 省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、関係地方公 機構〕等に省対策本部の連絡窓口等を通知する。

2 職員の派遣

- (1) 文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、被災地におい (1) 文部科学大臣及び文化庁長官は、被災地において関係情報の収集 かじめ指定した職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県及び 被災市町村との連絡調整等を行う。
- 29条第3項の規定により都道府県対策本部長から職員派遣の求めが 定により都道府県対策本部長から職員派遣の求めがあったときは、東
- (3) 文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、国民保護法第 (3) 文部科学大臣及び文化庁長官は、国民保護法第151条第1項の 151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要 規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき、

┃請があったとき、又は同法第152条第1項の職員の派遣のあっせん ┃又は同法第152条第1項の職員の派遣のあっせんがあったときは、 があったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限しその所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める り、適任と認める職員を派遣する。

- 3 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁を含む首都圏が被災した場合 3 文部科学省及び文化庁を含む首都圏が被災した場合の措置 の措置
- (1) 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁を含む首都圏が被災した場合、 確認等の緊急対応が的確に実施されるよう、体制の整備を図る。
- (2) 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁において業務を行うことが困 (2) 文部科学省及び文化庁において業務を行うことが困難な場合、対 得て、代替機能を確保する措置を検討する。

第3章 国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等において、 3月25日閣議決定)及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、 務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

この計画の実施に当たっては、関係行政機関、地方公共団体、及び 所管の関係機関との間で、平素より密接な連携を図り、国民保護措置┃所管の関係機関との間で、平素より密接な連携を図り、国民保護措置 が総合的かつ有機的に実施されるよう努める。

また、都道府県知事等から、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の

職員を派遣する。

- (1) 文部科学省及び文化庁を含む首都圏が被災した場合、職員及び来 職員及び来訪者等の避難、庁舎の安全点検、応急復旧、職員の安否の┃訪者等の避難、庁舎の安全点検、応急復旧、職員の安否の確認等の緊 急対応が的確に実施されるよう、体制の整備を図る。
- 難な場合、対策本部との連携に十分留意し、所管の関係機関の協力を┃策本部との連携に十分留意し、所管の関係機関の協力を得て、代替機 能を確保する措置を検討する。

第3章 国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

文部科学省及び文化庁は、武力攻撃事態等において、国民保護法そ 国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年 の他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣 【議決定)及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連 他の機関と連携協力し、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の所掌事 携協力し、文部科学省及び文化庁の所掌事務に関する国民保護措置の 的確かつ迅速な実施に万全を期する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

この計画の実施に当たっては、関係行政機関、地方公共団体、及び が総合的かつ有機的に実施されるよう努める。

また、都道府県知事等から、文部科学省及び文化庁の国民保護措置

|国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊| の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要が| 重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずる。

ある場合には速やかに所要の措置を講ずる。

5 安全の確保

する職員について、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情 いて、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行 報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等┃うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民 により、国民保護措置の実施に従事する者の安全の確保に十分に配慮【保護措置の実施に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。 する。

5 安全の確保

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、国民保護措置の実施に従事 文部科学省及び文化庁は、国民保護措置の実施に従事する職員につ

第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置 第4章 文部科学省及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項 に関する事項

第1節 平素からの備え

- 3 国民保護措置に関する訓練
- (1) 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁における国民保護措置に関す (1) 文部科学省及び文化庁における国民保護措置に関する訓練 る訓練

具体的な事態を想定し、この計画に基づき、情報収集、伝達訓練、 非常参集訓練、本部設置訓練、応急対策訓練等の必要な訓練を実施す る。その際、国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が┃可能な項目について、防災訓練と有機的に連携させるよう配慮する。 可能な項目について、防災訓練と有機的に連携させるよう配慮する。

また、政府の総合訓練、関係機関の行う訓練に積極的に関係職員を┃参加させ、国民保護措置に関する業務の連携に努める。 参加させ、国民保護措置に関する業務の連携に努める。

第2節 武力攻撃事態等への対処に関する措置

1 情報の収集及び伝達

第1節 平素からの備え

- 3 国民保護措置に関する訓練
- 具体的な事態を想定し、この計画に基づき、情報収集、伝達訓練、 非常参集訓練、本部設置訓練、応急対策訓練等の必要な訓練を実施す る。その際、国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が

また、政府の総合訓練、関係機関の行う訓練に積極的に関係職員を

第2節 武力攻撃事態等への対処に関する措置

1 情報の収集及び伝達

(1) 武力攻撃の兆候等に係る情報の入手及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、所管の関係機関から武力攻 撃の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに対策本部(内閣官房) に報告する。

(2) 警報の通知及び伝達

を受けた場合には、その内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合┃には、その内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本 研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管【原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行し設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも われたときも同様とする。

警報を通知又は伝達する所管の関係機関の連絡先、連絡方法等につ いては実施要領で定める。

(3) 被災情報の把握及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、別に定める実施要領により 被災情報について被災地域の所管の関係機関から必要な情報を収集し、いて被災地域の所管の関係機関から必要な情報を収集し、省対策本部 省対策本部に報告する。

情報の収集は災害発生後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げ| るよう努める。

省対策本部は、報告を受けた被災情報について、凍やかに対策本部 長に報告する。

所管の関係機関において、各々の計画に基づき武力攻撃事態等に対 する所要の応急措置が講ぜられるよう、所管の関係機関の設置者等に
する所要の応急措置が講ぜられるよう、所管の関係機関の設置者等に 対し、必要な情報の伝達を行う。

(1) 武力攻撃の兆候等に係る情報の入手及び伝達

文部科学省及び文化庁は、所管の関係機関から武力攻撃の兆候等に 【係る情報を入手したときは、直ちに対策本部(内閣官房)に報告する。

(2) 警報の通知及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、対策本部長より警報の通知┃ 文部科学省及び文化庁は、対策本部長より警報の通知を受けた場合 同様とする。

> 警報を通知又は伝達する所管の関係機関の連絡先、連絡方法等につ いては実施要領で定める。

(3) 被災情報の把握及び伝達

文部科学省及び文化庁は、別に定める実施要領により被災情報につ に報告する。

情報の収集は災害発生後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げ るよう努める。

省対策本部は、報告を受けた被災情報について、速やかに対策本部 長に報告する。

所管の関係機関において、各々の計画に基づき武力攻撃事態等に対 対し、必要な情報の伝達を行う。

- 3 安全の確保に関する措置
- (1) 避難措置の指示の通知及び伝達

指示に関する通知を受けたときは、通知の内容を所管の指定公共機関 通知を受けたときは、通知の内容を所管の指定公共機関〔放射線医学 〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知す るとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。

- (2) 児童生徒等、教職員、患者等、職員及び利用者の安全の確保 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、所管の関係機関から児童生 め必要な支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、 資機材の提供、職員の派遣など必要な支援を行う。
- 4 所管の関係機関による安否情報の収集に対する協力

協力するよう努める。

- 6 施設及び設備に関する応急措置
- (1) 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が管理する施設及び設備 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、管理する施設及び設備につ

- 3 安全の確保に関する措置
- (1) 避難措置の指示の通知及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、対策本部長より避難措置の┃ 文部科学省及び文化庁は、対策本部長より避難措置の指示に関する 【総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、 所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。

- (2) 児童生徒等、教職員、患者等、職員及び利用者の安全の確保 文部科学省及び文化庁は、所管の関係機関から児童生徒等、教職員、 徒等、教職員、患者等、職員及び利用者の生命、身体の安全を図るた 患者等、職員及び利用者の生命、身体の安全を図るため必要な支援の 求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、 職員の派遣など必要な支援を行う。
 - 4 所管の関係機関による安否情報の収集に対する協力

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等に至ったと

▼部科学省及び文化庁は、武力攻撃事態等に至ったと

東部科学省及び文化庁は、武力攻撃事態等に至ったと

東部科学省及び文化庁は、武力攻撃事態等に至ったと きに、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施される┃共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、保有す よう、保有する所管の関係機関における安否情報を速やかに地方公共る所管の関係機関における安否情報を速やかに地方公共団体の長に提 団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に┃供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう 努める。

- 施設及び設備に関する応急措置
- (1) 文部科学省及び文化庁が管理する施設及び設備 文部科学省及び文化庁は、管理する施設及び設備について、被害が

復旧のために必要な措置を講ずる。

10 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8 局る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日 赤十字標章 月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁 等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ) 連絡会議申合せ)に基づき、別に定める交付要綱により、以下のとお□に基づき、別に定める交付要綱により、以下のとおり、赤十字標章等 り、赤十字標章等及び特殊標章等を交付し、又は使用させる。

- (2) 特殊標章等
- ア. 交付等の対象者
- ①文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の職員で国民保護措置に係る職【①文部科学省及び文化庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者 務を行う者
- ②文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官の委託により国民保 ②文部科学大臣及び文化庁長官の委託により国民保護措置に係る業務 護措置に係る業務を行う者
- 措置の実施に必要な援助について協力する者
- イ 特殊標章等の様式等
- ① 特殊標章
 - ・国民保護法第158条第1項の特殊標章(オレンジ色地に青の正) 三角形)
- ② 身分証明書

|いて、被害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、応急の||発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、応急の復旧のために| 必要な措置を講ずる。

10 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、赤十字標章等及 文部科学大臣及び文化庁長官は、赤十字標章等及び特殊標章等に係 及び特殊標章等を交付し、又は使用させる。

- (2) 特殊標章等
- ア. 交付等の対象者
- を行う者
- ③文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官が実施する国民保護 ③文部科学大臣及び文化庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要 な援助について協力する者
 - イ 特殊標章等の様式等
 - ① 特殊標章
 - ・国民保護法第158条第1項の特殊標章(オレンジ色地に青の正 三角形)
 - ② 身分証明書

- ・国民保護法第158条第1項の身分証明書(様式のひな型は下記 のとおり)
- ③ 識別対象
 - ・文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の職員で国民保護措置に係る 職務を行う者
 - ・文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官の委託により国民 保護措置に係る業務を行う者
 - ・文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官が実施する国民保 護措置の実施に必要な援助について協力する者
 - ・国民保護措置に係る職務等のために使用される場所又は車両、船 🛚 舶、航空機等

第3節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 1 復旧、復興事務体制の整備
- (1) 文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策本部、復興対策班 武力攻撃災害の復旧、復興対策について万全の措置を講ずるため、特【武力攻撃災害の復旧、復興対策について万全の措置を講ずるため、特 部を設置する。

滑に行うため、文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策班を設置す 滑に行うため、文部科学省・文化庁復興対策班を設置することができ ることができる。

(2) 文部科学省・スポーツ庁・文化庁武力攻撃災害復旧現地調査対策 室

- ・国民保護法第158条第1項の身分証明書(様式のひな型は下記 のとおり)
- ③ 識別対象
 - ・文部科学省及び文化庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・文部科学大臣及び文化庁長官の委託により国民保護措置に係る業 務を行う者
 - ・文部科学大臣及び文化庁長官が実施する国民保護措置の実施に必 要な援助について協力する者
 - ・国民保護措置に係る職務等のために使用される場所又は車両、船 舶、航空機等

第3節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 1 復旧、復興事務体制の整備
- (1) 文部科学省·文化庁復興対策本部、復興対策班

に必要があると認めるときは、本省に文部科学省・文化庁復興対策本 に必要があると認めるときは、本省に文部科学省・文化庁復興対策本 部を設置する。

また、武力攻撃災害の復旧、復興対策に関する事務の連絡調整を円┃ また、武力攻撃災害の復旧、復興対策に関する事務の連絡調整を円 る。

(2) 文部科学省·文化庁武力攻擊災害復旧現地調查対策室

と認めるときは、本省に文部科学省・スポーツ庁・文化庁武力攻撃災┃と認めるときは、本省に文部科学省・文化庁武力攻撃災害復旧現地調 害復旧現地調査対策室を設置することができる。

災害復旧に当たり、調査等を迅速に実施するため、特に必要がある┃ 災害復旧に当たり、調査等を迅速に実施するため、特に必要がある┃ 査対策室を設置することができる。

第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1 緊急対処事態対策本部の設置

いう。)を設置する。

省緊急対処事態対策本部の組織その他省緊急対処事態対策本部に関 し必要な事項については、別に定める。

第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1 緊急対処事態対策本部の設置

文部科学大臣は、政府に緊急対処事熊対策本部が設置された場合に┃ 文部科学大臣は、政府に緊急対処事熊対策本部が設置された場合に は、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・スポーツ庁┃は、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・文化庁緊急 ・文化庁緊急対処事態対策本部(以下「省緊急対処事態対策本部」と 対処事態対策本部(以下「省緊急対処事態対策本部」という。)を設置 する。

> 省緊急対処事態対策本部の組織その他省緊急対処事態対策本部に関 し必要な事項については、別に定める。